○法務省令第三十一号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） 第六十二条　［略］ ２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千二百五十円とする。 ［３～９　略］	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） 第六十二条　［同上］ ２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千九十円とする。 ［３～９　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第六十二条第二項及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和八年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。